

第97号議案

八王子市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例設定について

八王子市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

平成29年12月11日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

八王子市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 八王子市長等の給与に関する条例（昭和26年八王子市条例第5号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当) 第4条 (略) 2 期末手当の額は、第2条に規定する給料月額及びその給料月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の212.5、12月に支給する場合においては<u>100分の237.5</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>附 則 1・2 (略)</p>	<p>(期末手当) 第4条 (略) 2 期末手当の額は、第2条に規定する給料月額及びその給料月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の212.5、12月に支給する場合においては<u>100分の227.5</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>附 則 1・2 (略) <u>3 平成28年12月期の期末手当に限り、第4条第2項の規定の適用については、同項中「100分の227.5」とあるのは、「100分の232.5」とする。</u></p>

第2条 八王子市長等の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(期末手当)	(期末手当)

第4条 (略)

2 期末手当の額は、第2条に規定する給料月額及びその給料月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の217.5、12月に支給する場合においては100分の232.5を乗じて得た額とする。

第4条 (略)

2 期末手当の額は、第2条に規定する給料月額及びその給料月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の212.5、12月に支給する場合においては100分の237.5を乗じて得た額とする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成30年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の八王子市長等の給与に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成29年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

- 3 この条例による改正前の八王子市長等の給与に関する条例の規定に基づいて八王子市長、副市長、教育長、常勤の監査委員及び固定資産評価員に支払われた平成29年12月期の期末手当は、新条例の規定による平成29年12月期の期末手当の内払とみなす。